

競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

北海道上川総合振興局長 様

所在地

会社名

代表者

令和7年(2025年)9月19日付け北海道上川総合振興局告示第100号により告示のあった「上川総合振興局産業振興部耕地出張所構内除排雪業務」に係る競争入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札参加契約名(該当する契約名に○を付けてください。)

○印	契約名
	ア 上川総合振興局産業振興部南部耕地出張所構内除雪業務
	イ 上川総合振興局産業振興部北部耕地出張所構内除排雪業務

- 2 令和7年(2025年)9月19日付け北海道上川総合振興局告示第 号2の(9)に掲げる業務に使用する車両(該当する方をマルで囲む。)

すべて自己所有 ・ リース等を含む

- 3 上川総合振興局管内に所在する本店、支店又は営業所の所在地、名称等

所在地	
本店、支店又は営業所の名称	

- 4 令和5年4月1日以降に、本業務と同じ種類の契約を履行した実績

- ①契約相手： 契約名：
契約期間： ～ 契約金額： 千円
- ②契約相手： 契約名：
契約期間： ～ 契約金額： 千円
- ③契約相手： 契約名：
契約期間： ～ 契約金額： 千円

※単価契約の場合の契約金額は実績額を記載すること。

5 申出事項

次に該当しない者であることを申し出ます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されている者
- (5) 暴力団関係事業者等であること。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

6 本申請に係る連絡先

所 属 : _____

担当者氏名 : _____

電話番号 : _____

〈添付書類〉

- (1) 4に記載の契約に係る契約書の写し（業務処理要領及び仕様書等も添付すること。）
- (2) 誓約書
- (3) 法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）
（提出時から3ヶ月以内のもの・法務局発行のもの）
- (4) 身分証明書
（個人の場合提出：市町村発行のもので、提出時から3ヶ月以内のもの・原本）
- (5) 道税の納税証明書（提出時から3ヶ月以内のもの・原本）
- (6) 本店が所在する都府県の事業税の納税証明書
（提出時から3ヶ月以内のもの・原本）
（道税の納税義務がある場合を除く。）
- (7) 消費税及び地方消費税の納税証明書（提出時から3ヶ月以内のもの・原本）
- (8) 健康保険、厚生年金、雇用保険の届出義務の履行が確認できる書類の写し
（届出書のほか、標準報酬決定通知書、概算・確定保険料申告書、資格取得確認通知書、納入告知書、領収書等でも可）
届出義務が無いものについては、社会保険等適用除外申出書

※添付書類(3)～(7)については、本申請書提出時に原本を提示し、そのコピーの提出でも構いません。

<添付書類に係る詳細事項>

- 1 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の届出義務を履行している事実を証明する書類
 - (1) 健康保険、厚生年金保険
次に例示した書類など、届出の状況が確認できる書類のいずれか1つ(写し)
 - ・保険料納入告知額・領収済額通知書、社会保険料納入証明書、保険料納入確認書
 - ・適用通知書、資格取得確認書、標準報酬月額決定通知書
 - (2) 雇用保険
次に例示した書類など、届出の状況が確認できる書類のいずれか1つ(写し)
 - ・保険関係成立届、概算・確定保険料申告書、納付書・領収証書なお、届出をしていない場合は、社会保険等適用除外申請書を提出してください。

- 2 誓約書
暴力団員に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないこと等についての誓約書を作成してください。

- 3 納税証明書
新型コロナウイルス感染症の影響等から納税の猶予制度の適用を受け、次の税について所定の納税証明書が発行されない場合は、当分の間、「納税の猶予許可通知書（申請時点において猶予期限を超えないものに限る。）」を「納税証明書」に代わる審査書類とします。
なお、道税については猶予制度の適用を受けた場合も所定の納税証明書を発行します。
 - (1) 消費税及び地方消費税（税務署が発行）
 - (2) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。（当該都府県が発行））